

三宮中央通地下通路 避難確保・浸水防止計画

2026年4月

目 次

1	計画の目的	1
2	計画対象範囲	1
3	計画適用範囲	1
4	防災体制	1
5	情報の収集	2
6	情報の伝達	2
7	浸水防止に関する活動	2
8	避難誘導	3
9	避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	3
10	防災教育及び訓練の実施	3
11	自衛水防組織の業務に関する事項	3

1. 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づいて必要な措置に関する計画を作成し、「三宮中央通地下通路」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

なお、本計画に修正や変更があった場合は速やかに関係者に周知するものとする。

2. 計画対象範囲

計画の対象とする範囲は、「三宮中央通り地下通路」とする。（別紙 1）

3. 計画適用範囲

本計画は、対象範囲を利用する全ての者に適用する。

また、管理委託業者は、神戸市の指揮下に入り、与えられた任務を遂行するものとする。

4. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報の発表 ・鯉川の氾濫注意情報の発表 ・高潮警報の発表	浸水に対する体制の準備 ・情報収集、伝達体制の確保 ・水防資器材の点検及び配備 ・地上開口部の巡回など
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報の発表 ・鯉川の氾濫警戒情報の発表 ・高潮警報の発表	浸水に即応する体制の確保 ・各班へ警戒態勢を確立した旨を連絡 ・止水板の設置準備 ・避難誘導に利用する資器材の準備 ・通行止め準備 ・利用者への周知
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・鯉川の氾濫危険情報の発表	浸水への対応活動の実施 ・避難誘導、浸水対策指示 ・止水板の設置 ・通行止めの実施 ・利用者への発令内容、避難実施等の周知 ・洪水等情報収集、浸水状況把握

※災害時要援護者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼び掛けを行う

※上記のほか、施設の管理者の指揮命令に従うものとする。

※三宮中央通り駐車場とも連携をして対応にあたるものとする。

5. 情報の収集及び伝達

台風や局地的豪雨等により、鯉川の氾濫又は内水氾濫、高潮による浸水の恐れがある場合、情報伝達経路による情報だけでなく、テレビ、インターネット等からも情報を収集する。

また、地下通路周辺の状況については、巡視により安全の確認を行うものとするが、地上部では広報車により避難指示等が伝達されることがあるので、特に注意して巡視する。

①収集する情報

浸水の危険性把握のため、次のとおり情報を収集する。

- ・気象情報
- ・行政機関からの情報

②収集する方法

- ・インターネット
- ・ひょうご防災ネットによるメール
- ・テレビやラジオ
- ・目視

情報伝達は、次の関係機関に行う。

- ・神戸地下街株式会社
- ・神戸市道路公社

6. 浸水防止に関する活動

止水板の設置基準は以下のとおりとし、複数の基準に該当する場合には、より早期の止水板の設置を求める基準を採用して対策を実施するものとする。

(1) 避難指示が発令された場合

- ①指示された出入口に速やかに止水板を設置する。
- ②避難完了後、残りの出入口について止水板を設置する。

(2) 鯉川の「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」が発表された場合

- ①状況に応じて、止水板の設置を行う。
- ②氾濫水の到達までの時間が短いと判断される場合は避難完了後、直ちにすべての出入口について、止水板を設置する。

(3) その他浸水が予想される場合

統括管理者が指示する時期に指示する出入口について、止水板を設置する。

7. 避難誘導

(1) 案内

避難指示が発令されたときは、利用者に避難するよう呼びかける。

(2) 避難経路

地下通路及び地上部の状況や浸水経路を考慮し、避難経路図（別紙2）に従って、迅速に利用者を安全な出口に誘導する。

(3) 避難誘導方法

- ①避難する際は原則エレベーターを使用しない経路とする。
- ②災害時要配慮者は可能な範囲で優先的に早期に避難させる。
- ③避難誘導員は携帯拡声器、非常放送を活用して避難誘導を行う。
- ④避難経路として用いない、階段、エレベーターの入口にはカラーコーン等を用いて進入禁止の措置を講じ、地下通路端部で通行止めの措置を実施する。
- ⑤地下通路からの退避が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ⑥停電に備え、避難誘導を行う係員は懐中電灯等を携帯する。

8. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資器材等については日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

活動の区分	使用する設備または資器材
避難誘導	懐中電灯、拡声器、誘導棒
通行止め	通行止め案内立て看板
浸水対策	止水板 6 (生田筋エレベーター前、京町筋階段前、三宮プラッツ階段前)

9. 防災教育及び訓練の実施

毎年 1 回(冬期:ただし訓練効率等を検討し、適切な時期に実施することもある)情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を全職員に実施する。

10. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象に研修を行う。
 - ②自衛水防組織の構成員を対象とした情報収集、伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

○.計画の見直し

本計画は必要に応じ見直すこととする。

附則

(施行期日)

- 1 この計画は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



(高潮浸水想定区域図に基づく想定)



● 浸水範囲（堤防等が破堤する場合）



三宮中央通地下通路 避難経路図



自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止を行うため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、通報連絡班、避難誘導・救護班とする。

（2）各班の任務は、別表に掲げる任務とする。

（3）三宮駐車場管理室を自衛水防組織の活動拠点とし、自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は職員等の勤務体制も考慮した組織編制に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 管理権限者は、災害時の応急活動のために緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

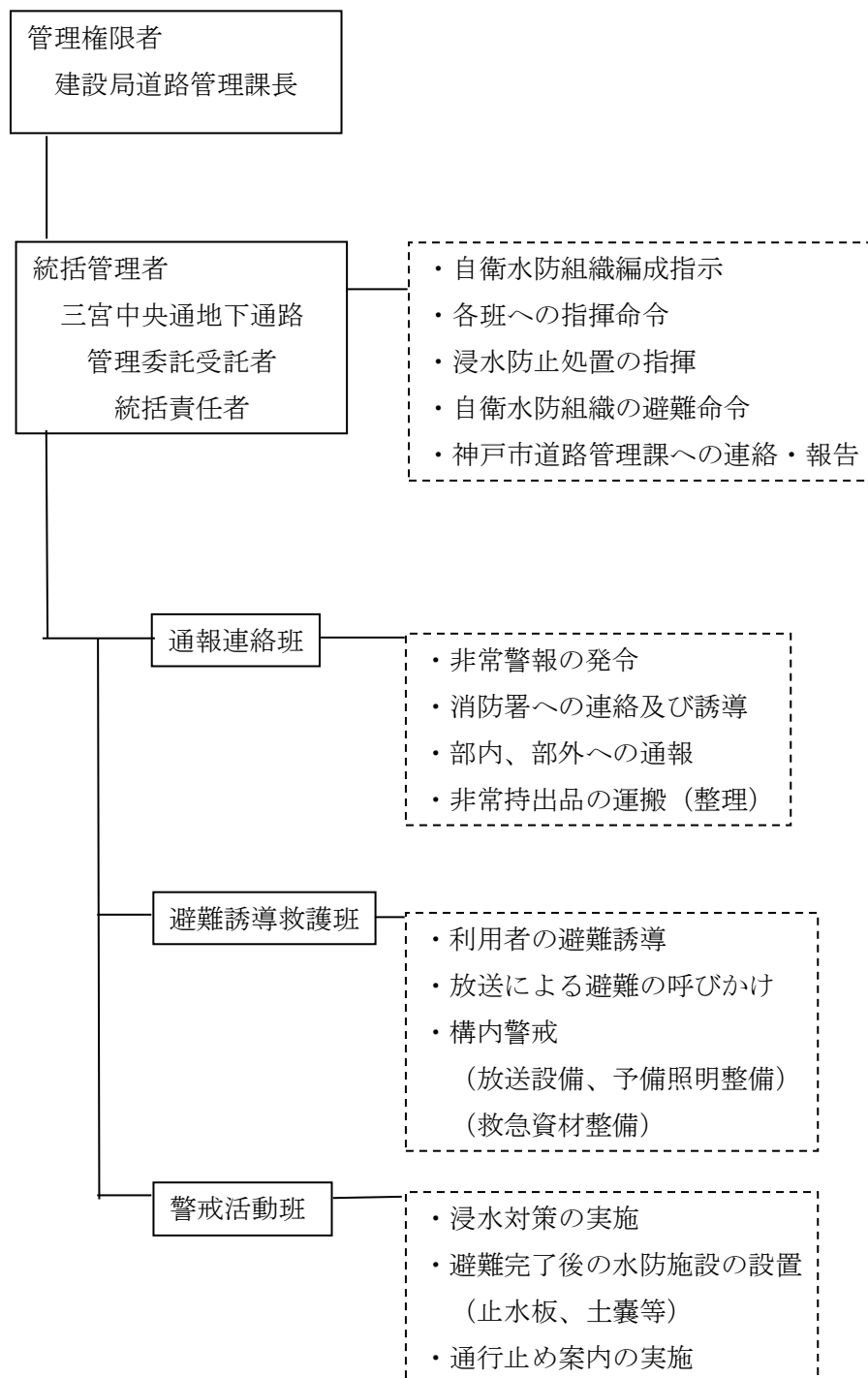
第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備編を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が倉庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止、通行止め及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 自衛水防組織の編成と任務



- ・ 三宮中央通り駐車場とも職員が兼務していることから、連携して対応にあたる。

別表 2 緊急連絡網

建設局道路管理課

電話 : 078-322-5507

FAX : 078-331-3448

所在地 : 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

三宮中央通地下通路(管理受託者 : 神戸電鉄グループ共同事業体)

電話 : 078-333-3388

FAX : 078-333-3380

所在地 : 神戸市中央区三宮町 1 丁目

情報伝達

神戸市道路公社

電話 : 078-583-0234

FAX : 078-583-3845

所在地 : 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内 6 番の 1

神戸地下街株式会社

電話 : 078-391-4024

FAX : 078-332-5185

所在地 : 神戸市中央区三宮町 1 丁目 10 番 1 号

神戸市交通センタービル 8 階